

ヘルプマーク普及パートナーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県（以下、「県」という。）が行う「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度」（以下、「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成した「ヘルプマーク」について、「ヘルプマーク普及パートナー」が、県と連携し、ヘルプマークの普及啓発に関する取組を行うことで、ヘルプマークの全県的な普及啓発を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 「ヘルプマーク普及パートナー」とは、本事業の趣旨に賛同し、第5条の規定に基づき県から登録証の交付を受けて、愛知県民を対象とした普及啓発に係る取組を企画及び実施する者をいう。

(「ヘルプマーク普及パートナー」の登録対象)

第4条 「ヘルプマーク普及パートナー」の登録対象は、県内に事務所若しくは活動拠点を有する企業、法人、団体で、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- 一 ヘルプマークの趣旨を理解の上、ヘルプマークの普及啓発に協力すること。
- 二 東京都作成の「ヘルプマーク作成・活用ガイドライン」を遵守できること。
- 三 ヘルプマークの普及啓発に係る取組の実施にあたって、営利を求めないこと。
- 四 個人情報を取り扱う場合は、個人情報を適切に管理できること。

(「ヘルプマーク普及パートナー」の登録手続き及び登録期間)

第5条 「ヘルプマーク普及パートナー」の登録を希望する者は、「ヘルプマーク普及パートナー登録申込書」（様式第1号）を県に提出すること。

- 2 県は、前項の規定により提出された申請書の内容を精査し、「ヘルプマーク普及パートナー」として適当であると認めるときは登録証（様式第2号）を交付する。
- 3 「ヘルプマーク普及パートナー」の登録期間は、前項の登録証が交付された日から、第8条の規定に基づき届出を行った登録廃止日又は登録取り消しをされた日までとする。

(報告)

第6条 「ヘルプマーク普及パートナー」は、実施した普及啓発に係る取組について、可能な限り県に報告すること。その際の様式は任意とするが、取組概要（日時、内容）が分かるものとし、写真等を添付すること。

(公表)

第7条 県は、「ヘルプマーク普及パートナー」として登録された者の名称及び実施した取組概要を公表することができる。

(「ヘルプマーク普及パートナー」の登録廃止・変更・取消)

第8条 「ヘルプマーク普及パートナー」が登録廃止又は登録内容の変更を希望する場合は、「ヘルプマーク普及パートナー登録内容廃止届・変更届」(様式第3号)を、廃止の場合は廃止予定日の2週間前までに、変更の場合は変更日から1か月以内に県に提出すること。

2 次に掲げるいずれかに該当する場合、県は「ヘルプマーク普及パートナー」の登録を取り消すことができる。

一 本要綱の規定に反する行為があったとき。

二 社会的信用を損なうおそれがあるなど、「ヘルプマーク普及パートナー」として不適切な行為があったとき。

3 前項により「ヘルプマーク普及パートナー」の登録を取り消された者は、再度登録申込みをすることができない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運用にあたり必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。